第 1760 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 3月 9日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 残業時の食事代

Q：当社は3月が決算期で、その時期には経理部の職員は連日残業をしています。その際、全員に夕食を支給していますが、このように連日残業している場合に支給する食事については、給与として課税する必要があるのでしょうか。

A：連日残業しているかどうかは関係なく、通常の勤務時間外のものであれば、課税する必要はありません。

【解説】

会社が、残業や宿日直をした人（その人の通常の勤務時間外における勤務に限ります）に対し、これらの勤務に伴い支給する食事については、課税しなくてもよいことになっています。

これは、通常の勤務時間以外における勤務によって支給を受けるものであり、これらの勤務に伴う実費弁償的性質を有している点を考慮してのものです。

ご質問のように、たとえ連日残業をしていても、その勤務がその人の通常の勤務時間外のものであれば、この食事の支給による経済的利益については課税する必要はありません。連日残業しているかどうかは、課税上特に関係はないわけです。

ちなみに、食事に代わる現金支給については、給与として課税されることになりますので注意してください。